

東村山市準用河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例

上記の議案を東村山市議会に提出する。

平成 24 年 11 月 29 日提出

提出者 東村山市長 渡 部 尚

東村山市準用河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例

東村山市準用河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例を別紙のとおり制定することに議決を得たい。

説明 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号）の施行に伴い、本案を提出するものであります。

東村山市準用河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 床止め（第3条—第6条）
- 第3章 橋（第7条—第9条）
- 第4章 雑則（第10条—第12条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第100条第1項において準用する法第13条第2項の規定に基づき、河川管理施設又は法第26条第1項の許可を受けて設置される工作物（以下「許可工作物」という。）のうち、主要なものの構造について河川管理上必要とされる技術的基準について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）において使用する用語の例による。

第2章 床止め

（構造の原則）

第3条 床止めは、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 床止めは、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とするものとする。

（護床工及び高水敷保護工）

第4条 床止めを設ける場合において、これに接続する河床又は高水敷の洗掘を防止するため必要があるときは、適当な護床工又は高水敷保護工を設けるものとする。

(護岸)

第5条 床止めを設ける場合においては、流水の変化に伴う河岸の洗掘を防止するため、規則で定めるところにより護岸を設けるものとする。

(魚道)

第6条 床止めを設ける場合において、魚類の遡上等を妨げないようにするため必要があるときは、規則で定めるところにより魚道を設けるものとする。

### 第3章 橋

(河川区域内に設ける橋台及び橋脚の構造の原則)

第7条 河川区域内に設ける橋台及び橋脚は、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とするものとする。

2 河川区域内に設ける橋台及び橋脚は、計画高水位以下の水位の洪水の流下を妨げず、付近の河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさず、並びに橋台又は橋脚に接続する河床及び高水敷の洗掘の防止について適切に配慮された構造とするものとする。

(桁下高)

第8条 橋の桁下高は、計画高水位に0.6メートルを加えた値以上とするものとする。

2 前項の規定は、治水上の影響が著しく小さいものとして規則で定める橋については、適用しない。

(護岸等)

第9条 第4条及び第5条の規定は、橋を設ける場合について準用する。

2 前項の規定による場合のほか、橋の下の河岸を保護するため必要があるときは、河岸をコンクリートその他これに類するもので覆うものとする。

### 第4章 雑則

(適用除外)

第10条 この条例の規定は、次に掲げる河川管理施設又は許可工作物（以下「河川管理施設等」という。）については、適用しない。

(1) 治水上の機能を早急に向上させる必要がある小区間の河川における応急措置によって設けられる河川管理施設等

(2) 臨時に設けられる河川管理施設等

- (3) 工事を施工するために仮に設けられる河川管理施設等
- (4) 特殊な構造の河川管理施設等で、市長がその構造が第2章及び第3章の規定によるものと同等以上の効力があると認めるもの  
(計画高水流量等の決定又は変更があった場合の適用の特例)

第11条 河川管理施設等が、これに係る工事の着手(許可工作物にあっては、法第26条の許可。以下この条において同じ。)があった後における計画高水流量、計画横断形又は計画高水位(以下この条において「計画高水流量等」という。)の決定又は変更によってこの条例の規定に適合しないこととなった場合においては、当該河川管理施設等については、当該計画高水流量等の決定又は変更がなかったものとみなして当該規定を適用する。ただし、工事の着手が当該計画高水流量等の決定又は変更の後である改築(災害復旧又は応急措置として行われるものを除く。)に係る河川管理施設等については、この限りでない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

東村山市準用河川管理施設等の構造の技術的基準に関する  
条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、東村山市準用河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例（平成24年東村山市条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則における用語の意義は、河川法（昭和39年法律第167号）、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）及び条例において使用する用語の例による。

（床止めの設置に伴い必要となる護岸）

第3条 条例第5条に規定する護岸は、次の各号に定めるところにより設けるものとする。ただし、地質の状況等により河岸の洗掘のおそれがない場合その他治水上の支障がないと認められる場合は、この限りでない。

- （1） 床止めに接する河岸の護岸は、上流側は床止めの上流端から10メートルの地点又は護床工の上流端から5メートルの地点のうちいずれか上流側の地点から、下流側は水叩きの下流端から15メートルの地点又は護床工の下流端から5メートルの地点のうちいずれか下流側の地点までの区間以上の区間に設けること。
- （2） 前号に掲げるもののほか、河岸の護岸は、湾曲部であることその他河川の状況等により特に必要と認められる区間に設けること。
- （3） 河岸（低水路の河岸を除く。以下この号において同じ。）の護岸の高さは、計画高水位以上とすること。ただし、床止めの設置に伴い流水が著しく変化することとなる区間にあつては、河岸の高さとすること。
- （4） 低水路の河岸の護岸の高さは、低水路の河岸の高さとすること。

（床止めの設置に伴い必要となる魚道）

第4条 条例第6条に規定する魚道の構造は、次に定めるところによるものと

して魚類の遡上等に支障のないものとする。

- (2) 床止めに接続する河床の状況、魚道の流量、魚道において対象とする魚種等を適切に考慮したものとする。

(治水上の影響が著しく小さい橋)

第5条 条例第8条第2項に規定する規則で定める橋は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 高水敷に設ける橋で小規模なもの
- (2) 低水路に設ける橋で可動式とする等の特別の措置を講じたもの

#### 附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。